

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 5 4 号
件 名	在新潟中国総領事館への市有地売却について
紹 介 議 員	渡辺 均，佐々木薫
要 旨	<p>軍事拡張を進める中国の覇権主義や暴発の危惧を有する北朝鮮の動向など，不安定化を増すアジア情勢を直視すれば，新潟市は在新潟中国総領事館への市有地売却によって，生活破壊，不利益，治安悪化等の影響を受ける可能性がないのか，十分な根拠を市民に示す必要があります。</p> <p>また，市有地は市民の共有財産であり，その売却に当たっては，売却後の用途が市民にとって，より公共性の高い目的であることが求められます。しかし，在新潟中国総領事館の所有地になれば，治外法権区域となり，公共性どころか市民が立ち入ることさえできなくなります。旧万代小学校跡地のそば近くには，万代長嶺小学校があり，通学する子供たちの安全性においても，不安の声が数多く上がっています。</p> <p>新潟市は，市民の意見を尊重し，市民を守る責任があります。</p> <p>私たちは，新潟市が在新潟中国総領事館に市有地を売却することに反対します。</p> <p>この問題に関して，反対の意思を唱える新潟市民の声として，署名を添えて提出し，下記の事項についてお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 反対する周辺住民や市民の不安を放置したまま，土地売却を強行しないこと。 2 中国への土地売却に関しては，断固白紙撤回を求める。
付 託 年月日 委員会	<p>平成23年 2 月23日</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> <p>第 1 項</p> <p>第 2 項</p> </div> } <div style="margin-left: 5px;"> <p>文教経済常任委員会</p> </div> </div>
受 理	平成23年 2 月18日 第 5 8 9 号